

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第34号

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年香川県規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
1 特例条例別表第2の1の項の規則で定める書類	製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下この項において「法」という。） <u>、製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号。以下この項において「政令」という。）及び製菓衛生師法施行細則（昭和42年香川県規則第12号。以下この項において「規則」という。）</u> に基づく書類のうち、次に掲げるもの (1)～(5) 略 (6) <u>規則第1条第1項に規定する受験願書</u>	1 特例条例別表第2の1の項の規則で定める書類	製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下この項において「法」という。） <u>及び製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号。以下この項において「政令」という。）</u> に基づく書類のうち、次に掲げるもの (1)～(5) 略
2～18 略		2～18 略	
19 特例条例別表第2の19の項の規則で定める書類	香川県福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年香川県規則第54号。以下この項において「規則」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの（建築物及び公共交通機関の施設に係るものに限る。） (1)・(2) 略	19 特例条例別表第2の19の項の規則で定める書類	香川県福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年香川県規則第54号。この項において「規則」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの（建築物 <u>（建築物の部分を含む。）</u> 及び公共交通機関の施設に係るものに限る。） (1)・(2) 略
20～36 略		20～36 略	

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。